相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市内ヶ島町一五三三番地、最後の住所群馬県太田市内ヶ島町一六四一番地

被相続人　亡　大槻　裕一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十四日

群馬県太田市浜町二六番二二号

相続財産管理人　齋藤　幸光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区白鷺一丁目二一番、最後の住所東京都中野区白鷺一丁目二一番一号

被相続人　亡　柴山　泰弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十四日

東京都千代田区丸の内二―六―一丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市寿町五〇番地、最後の住所山梨県甲府市北新一丁目六番二―二二四号

被相続人　亡　柳川　六郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十四日

東京都千代田区丸の内二―二―七丸の内弁護士ビル九階九〇一髙木・井上法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井上　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岩倉市宮前町二丁目四〇番地、最後の住所愛知県岩倉市宮前町二丁目四〇番地三

被相続人　亡　古田　俊之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十四日

名古屋市中区丸の内三丁目一五番二〇号丸の内三幸ビル四階

相続財産管理人　弁護士　伊藤　義豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市住吉区万代五丁目一四番、最後の住所大阪府堺市浅香弖二丁目四番一三号浅香山マンション二〇一号

被相続人　亡　藤井　正徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十四日

愛知県岡崎市河原町七番地三

相続財産管理人　安井　健次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区小島二丁目九番地二、最後の住所兵庫県伊丹市梅ノ木三丁目一番一七号

被相続人　亡　岩井　俊二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十四日

兵庫県川西市小戸二丁目六番一一号

相続財産管理人　司法書士　河島　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎市弖見町五六〇番地、最後の住所長崎市出雲一丁目二一番一一号

被相続人　亡　石井　直則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十四日

長崎市万才町一〇番三―三〇一サンガーデン万才町三階

相続財産管理人　弁護士　日髙　太一

無縁墳墓等改葬公告

観静院墓地内の無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年十月十四日

一、墳墓等の所在地　東京都豊島区南池袋三―一八―二及び東京都豊島区南池袋三―一七―三三

一、墳墓等の名称　法明寺墓地内観静院管理墓地稲浪家墓石類一基、井上家墓石類一基、深野家墓石類一基、美濃家墓石類一基、牧野家墓石類一基、小川家墓石類一基、矢嶋家墓石類一基、今泉氏墓石類一基

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都豊島区南池袋三丁目五番七号　宗教法人観静院　代表役員　高桑　正湛

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年 10 月 14 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①光陽不動産株式会社　②東京都知事(7)49675　③代表取締役　中村政利　④東京都豊島区要町一丁目41番12号―101　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都豊島区要町一丁目41番12号―101　光陽不動産株式会社　代表取締役　中村政利

①新宿スクエアタワー管理株式会社　②東京都知事(2)84547　③代表取締役　出町拓夫　④東京都新宿区西新宿６―22―１　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区西新宿六丁目22番１号　新宿スクエアタワー管理株式会社　代表取締役　出町拓夫

①大阪住宅綜合　②大阪府知事(0)19129　③大崎重治　④大阪府堺市南区新檜尾台４―24―９　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府堺市南区新檜尾台４―24―９　大阪住宅綜合　大崎重治

①有限会社サンテル　②広島県知事(3)8461　③代表取締役　小畠知恵子　④広島市中区袋町５―34―1401　⑤1000万円　⑥広島県知事　⑦広島市中区袋町５―34―1401　有限会社サンテル　代表取締役　小畠知恵子